

件名 「R P S法の細則に関する意見」

1 . 氏名 早川光俊

2 . 連絡先

住所 〒541-0041

電話番号 06-6203-2050

その他連絡先 (F A X 番号等) 06-6203-2051

3 . 職業 / 所属団体 弁護士/特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (C A S A)

4 . 意見の概要 (8 0 字以内厳守)

新エネの導入は 2010 年程度ではなく気候変動対応を含めた長期的エネルギー戦略を描いた上で技術導入の道筋を描く必要がある。

5 . 意見及び理由

p2 の 3 . (2) の「申請方法」に関するコメント

「住宅用太陽光など小規模な発電設備については、電力会社などによる包括的な代行を広く認める。」とあるが、文脈上、現行の余剰電力購入のように個別契約に基づいて電気事業者が買い上げた電力を電気事業者の義務量として一括してカウントする、という仕組みであると解釈できる。そうとするならば、再生可能エネルギーによる発電者が契約上不利にならないこと、電気事業者の会計上の処理などに関する情報の公開を担保することに注意して制度を定めるべきである。

p2 の 4 . (2) の「肩代わり」に関するコメント

この案では、電気事業者間のみで発電量の融通が行われると解釈できるが、「肩代わり」される義務量は理論的には、最低でも「(実際の発電量の価値) + (再生可能エネルギー電力への追加的費用、すなわち一種のプレミアム) 」という複合的な価値と考えられる。これらを切り離して電気事業者だけでなく再生可能エネルギー発電事業者あるいは他の経済主体も参加できるような仕組み、例えば、電気事業者によるグリーン電力制度や民間事業者による現時点では自主的取り組みの一つであるグリーン証書といった先行的な取り組みとの関係性について、こうした努力が新たな制度下で埋没しないような制度を提案するべきである。

全体に関するコメント : 2010 年以降を視野に入れた総合的エネルギー計画を含めた再生可能エネルギー普及の戦略の必要性

2100 年程度までの長期的視野で考えると、持続可能な社会を築く上で、エネルギー供給の形態を再生可能エネルギーを中心としたものへ移行することは不可避である。再生可能エネルギー推進をリードする欧州では、京都議定書の目標年である 2010 年より先の 2030、2050 年におけるさらに野心的な目標も立てている。議定書の目標達成の手段の経済性から見ると、長期的には削減目標は厳しくなる一方で相対的に費用の少ない対策の余地は減少することから、各削減技術の限界費用、炭素クレジットの価格水準や、吸収源オプション費用等が長期にわたり上昇し続けることが予想されるため、それを見越した新たな削減オプションの開発としても再生可能エネルギー

技術を位置付けることが、長期的エネルギー供給のあり方を議論する上でも不可欠である。後述するように太陽光のような技術は特別措置法の RPS 制度では投資対象になりにくいことが予想されるが、このような技術をより大きな再生可能エネルギーの目標を持つ長期的計画に位置付けておくことがまず必要である。その上で、RPS のような制度を有効に機能させるには、義務量が長期に渡って大きく設定されていることが必要である。併せてバンキング等の柔軟な措置が導入されていることで、長期的な投資へのインセンティブを与えるシステムになる。

全体に関するコメント：計画・目標量の見直しの仕組みに関して

「特別措置法」第 3 条では「利用目標」の見直しに関する規定がある。「特別措置法」では、事業者、発電量や取引に関するデータを分析することが可能であるから、これらを有効に役立てるといふ観点からも、見直しの期間をより短く 2 年程度にして、制度の進捗状況を確認しながら目標量はもちろん、制度運用についても逐次見直すような仕組みとするべきである。

全体に関するコメント：長期的に再生可能エネルギー投資を促進するためのインセンティブを作り出す仕組みのあり方について

「細則」では、特に住宅用等の太陽光発電システム設置への補助金や電力会社による余剰電量購入メニュー等の既存の促進策と、今回の特別措置法の内容との関係性が不明確である。現状で太陽光発電が伸びているのは、主として上述の余剰電力購入メニューと政府による補助金によるものである。しかし、補助金は打ち切れられる予定であり、余剰電力購入メニューは法的根拠のない電力会社による措置である。RPS 導入下では限界費用の安い技術から導入が進められてしまうため、特別措置法の下では太陽光は「後回し」にならざるを得ない。よって、太陽光発電など現時点でコスト優位ではない技術導入のインセンティブは小さく、492 万 kW の目標達成は困難であろう。

それを防ぐには、1 つは再生可能エネルギー技術ごとに義務量を設定することが考えられる。義務量の設定と取引を技術ごとに区分することで、今後の技術開発等による各技術のコスト競争力の変動に対して安定的な見通しによる投資計画を促し、取引のリスク低減・安定化にも資する。また個別技術の目標達成が担保されるはずである。再生可能エネルギー間の競争を阻害するとの議論もあると考えれるが、各技術ごとに市場が機能する一方、効率化が事業収益の増加につながることに伴うインセンティブが働くことには変わりがないことに留意すべきである。

特定の技術に対して十分な投資が行われない、あるいは取引が有効に行われないなどで当該技術の導入目標の達成が危ぶまれる場合、前述の長期的な目標設定及び制度見直しの仕組みと併せて、固定価格買い取り義務付けなどの長期的な導入のインセンティブを作り出す仕組みが必要である。